

発議案第 8 号

生活保護費の削減に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 6 日

八千代市議会

議長 松 井 秀 雄 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	㊞
	同	中 村 健 敏	㊞

提案理由

生活保護基準の大幅な切り下げに強く反対する。

これが、本案を提出する理由である。

生活保護費の削減に反対する意見書

安倍内閣は、日常生活に不可欠な食費や水光熱費に相当する生活扶助の基準を2013年度から見直すことを決め、来年度政府予算案において、生活保護費の大幅削減を開始した。同年度を皮切りに3年間で670億円、年末の特別な支出に配慮して支給される年末一時扶助も70億円、合計740億円を削減するとしている。さらに今後、生活扶助のみならず、医療扶助費の抑制や、受給者が働いて得た収入から仕事に関する経費を差し引く特別控除の廃止、受給者への就労や親族への扶養義務の強化、行政による調査・指導権限の強化なども見込んでいる。

生活扶助の見直しは、生活保護を受給している世帯の96%が対象となり、中でも子どもの多い世帯に最も打撃となる。例えば2015年度以降、都市部在住の40代夫婦と子ども2人の4人世帯では月2万円(9.0%)の削減である。

そればかりではない。生活保護基準の切り下げは、最低賃金、就学援助、国民健康保険料や医療費窓口負担の減免、住民税非課税の基準など、生活保護を基準とした広範な制度の引き下げに直結し、国民生活全体に大きな影響を及ぼす。貧困の連鎖と拡大再生産を招き、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法25条に真っ向から反するものと言わざるを得ない。

政府・厚生労働省が引き下げの根拠とする同省社会保障審議会生活保護基準部会の「検証結果」は、現行の生活扶助基準額が、生活保護を受けていない低所得世帯の生活費を上回っているとするものである。しかし、この低所得世帯の中には本来、生活保護の対象であるにもかかわらず、受けることができない世帯が多数含まれており、これとの比較を判断基準としたなら、際限のない引き下げにつながることは自明の理である。しかも予算案は、この基準部会の「検証結果」よりも、さらにひどいものである。これほど不合理な話はない。

そもそも、生活保護受給者や低所得層が増大したのは、非正規労働者の拡大や賃下げ・首切り野放しなどの雇用破壊、低年金や社会保障切り捨てによる負担増など、国民いじめの悪政を進めてきた歴代政府の責任である。この責任に

は目を閉ざしたまま、生活保護費を引き下げて、国民をさらなる苦しみに突き落とす暴挙は、断じて許せるものではない。

よって、本議会は、生活保護基準の大幅な切り下げに強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様